

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

〔平成十七年十一月七日号外法律第百二十三号〕

〔総理・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・国土交通大臣署名〕

障害者自立支援法をここに公布する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 自立支援給付

第一節 通則（第六条 第十四条）

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

第一款 市町村審査会（第十五条 第十八条）

第二款 支給決定等（第十九条 第二十七条）

第三款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十八条 第三十一条）

第四款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十二条 第三十五条）

第五款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（第三十六条 第五十一条）

第六款 業務管理体制の整備等（第五十一条の二 第五十一条の四）

第三節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

第一款 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給（第五十一条の五 第五十一条の十五）

第二款 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（第五十一条の十六 第五十一条の十八）

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第五十一条の十九 第五十一条の三十）

第四款 業務管理体制の整備等（第五十一条の三十一 第五十一条の三十三）

第四節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給（第五十二条 第七十五条）

第五節 補装具費の支給（第七十六条）

第六節 高額障害福祉サービス等給付費の支給（第七十六条の二）

第三章 地域生活支援事業（第七十七条 第七十八条）

第四章 事業及び施設（第七十九条 第八十六条）

第五章 障害福祉計画（第八十七条 第九十一条）

第六章 費用（第九十二条 第九十六条）

第七章 国民健康保険団体連合会の障害者総合支援法関係業務（第九十六条の二 第九十六条の四）

第八章 審査請求（第九十七条 第百五条）

第九章 雑則（第百五条の二 第百八条）

第十章 罰則（第百九条 第百十五条）

附則

（第五節まで省略）

第五節 補装具費の支給

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、一月につき、同一の月に購入又は修理をした補装具について、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額。以下この項において「基準額」という。）を合計した額から、当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定

めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第十九条第二項から第五項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(以下省略)